

総務政策委員会記録

開会年月日	令和3年7月5日
開会時刻	午前9時59分
閉会時刻	午前10時12分
出席委員名	◎小山 敏 ○山本正一 鈴木豊司 福井輝夫
	品川幸久 藤原清史 西山則夫
	浜口和久 議長
欠席委員名	なし
署名者	鈴木豊司 福井輝夫
担当書記	奥野進司
審査案件	議案第52号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第4号） （総務政策委員会関係分）
	議案第53号 伊勢市個人情報保護条例及び伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
	議案第55号 伊勢市市税条例等の一部改正について
	議案第56号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について
説明員	総務部長、環境生活部長、環境生活部参事、戸籍住民課長
	その他関係参与

審査経過

小山委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に鈴木委員、福井委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る6月28日の本会議において審査付託を受けた「議案第50号 伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、総務政策委員会関係分」外3件を審査し、全ての議案について全会一致で原案どおり可決すべしと決定した。委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時59分

◎小山敏委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において、鈴木委員、福井委員の御兩名を指名いたします。

本日御審査願います案件は、去る6月28日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました4件であります。案件名については、審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議案第52号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）（総務政策委員会関係分）】

◎小山敏委員長

それでは、「議案第52号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書32ページをお開きください。歳入の審査を一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、25ページにお戻りください。条文の審査に入ります。条文の審査は条文一括でお願いいたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。
以上で議案第52号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第52号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第53号、伊勢市個人情報保護条例及び伊勢行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について】

◎小山敏委員長

次に、条例等議案書の1ページをお開きください。

1ページから5ページの「議案第53号 伊勢市個人情報保護条例及び伊勢行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、以上で議案第53号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第53号 伊勢市個人情報保護条例及び伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第55号伊勢市市税条例等の一部改正について】

◎小山敏委員長

次に、11ページをお開きください。

11ページから18ページの「議案第55号 伊勢市市税条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、以上で議案第55号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第55号 伊勢市市税条例等の一部改正について」、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第56号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について】

◎小山敏委員長

次に、19ページをお開きください。

19ページから22ページの「議案第56号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司議員

ここで少しお尋ねをさせていただきます。

今回、マイナンバーカードの発行、あるいは再発行に関する手数料が機構のほうで徴収がされるということで、伊勢市の条例から削除ということになっておるんですが、今回の改正はですね、市民に対しては全く何も変わらない、現状どおりということで理解させてもらってよろしいですか。

◎小山敏委員長

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

市民の皆様方から徴収する額については、金額が従来と全く変わっておりませんので、御理解いただきたいと思います。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司議員

ありがとうございます。

それと、副市長の提案説明の中で、マイナンバーカードの発行及び再発行に係る手数料が今回、機構のほうで徴収するという事になっておるということで説明があったかと思うのですが、マイナンバーカードの発行、最初はですね、無料ではなかったんですか。

◎小山敏委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

現在も当初からも無料のままでございます。最初の1枚に関しては無料のままでございます。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司議員

説明があったマイナンバーカードの発行に係る手数料というのはどういう意味なんでしょうかね。それも徴収するという事で説明されたと思うんですが。

再発行は分かるんですけど。

◎小山敏委員長
暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

◎小山敏委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

提案の補足説明にございました部分につきましては、発行及び再発行に関するという言葉回しになっておりますけれども、いわゆるこれからは全てJ-LISのほう、カードを発行しております機構そのものに全て権限が行くというふうな意味合いで解釈しておりますので、御理解いただきたいと思います。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司議員

ちょっとよく理解できなかつたんですが、市民がその部分を負担するということになるんですか。

◎小山敏委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

しょっぱなのカードの発行につきましては、従来どおり負担はございません。あくまで、個人の責めによる理由によって再発行する場合というふうに我々は解釈しております。以上でございます。

◎小山敏委員長
鈴木議員。

○鈴木豊司議員

意味は分かるんですけど、補足説明でされたマイナンバーカードの発行という部分はどういう意味なんですかね、これ。

◎小山敏委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

この部分については、もともとの機構側が発表しております言い回しというふうに解釈をしてございます。以上でございます。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司議員
結構です。

次にですね、このマイナンバーカードの有効期限というのか、5年、10年であったかと思うんですが、それが満了したときに、次に交付申請したときには再発行になるのかどうか、800円要ってくるのか、その辺いかがですか。

◎小山敏委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

これも、現在のところではございますけれども、現状としましては、1回目の更新にみえる方がみえますが、この方々に対しては無償の扱いをしております。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司議員

はい、分かりました。

それとですね、この手数料の流れについてちょっとお聞かせ願いたいんですけど、これまでにつきましては、市民の皆さんからいただきました手数料につきましては市の総務手数料、戸籍住民基本台帳手数料のほうで調定をし、収入をしていたと思うんですが、9月1日以降は機構からの委託を受けて市が徴収するということになるんですが、そのお金の流れはどんな形になってくるのでしょうか。

◎小山敏委員長

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

従来までも1,000円を徴収いたしておまして、そのうち200円につきましては電子の取扱手数料という意味で、これはもともとが機構が担当する部分となっておりますので、歳入歳出外現金として取り扱っております。9月1日以降は、その800円も含めて1,000円丸々歳入歳出外現金として取り扱う予定でございます。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司議員

はい、ありがとうございます。

最後になんですが、地方公共団体の情報システム機構というのは地方共同法人ということなんですけど、これ、機構のほうは全ての全国の地方公共団体のマイナンバーカードの発行を一手に引受けをされておるのかどうなのか。

恐らくそこでするわけではないと思うので、その辺のどこかへ委託かなんかしとると思うのですが、その辺のシステムというか、その辺の状況をお聞かせ願いたいのと、個人情報の漏えいに関しては、その辺きちっと担保されておるのか、その点だけお聞かせください。

◎小山敏委員長

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

現在、マイナンバーカードの発行に関しましては、J-LISと呼ばれる地方公共団体情報システム機構、一手の制度となっております。

こちらに関しましては、国とこの団体と地方が共同してつくり上げるというような機構でございますので、情報漏えいがないようなことにつきましても、非常に担保は取られているというふうに考えております。以上でございます。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司議員

マイナンバーカードですね、全てその機構でつくっておると理解をさせてもらっているですね。

◎小山敏委員長

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

そのように御理解いただきたいと思います。

◎小山敏委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他にないようですので、以上で議案第56号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第56号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査願います案件は全て終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

閉会 午前10時12分

上記署名する。

令和3年7月5日

委員 長

委 員

委 員